

告 示

埼玉県告示第五百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和八年八月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号		一
都市計画 区域名		東松山
市町村名		東松山市
都市計画の 種類及び名称		区域区分
公聴会	期日及び時間	令和八年九月 十五日午後二 時三十分から
	場 所	東松山市総合 会館多目的ホ ールA（四階）
公述申出書	提出期間	令和八年八月 十八日から令 和八年九月一 日午後五時十 五分まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、東松山市 都市整備部都 市計画課
都市計画の構想	閲覧期間	令和八年八月 十八日から令 和八年九月一 日午後五時十 五分まで （土曜・日曜 日を除く）
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県 土整備部東松 山県土整備事 務所、東松山 市都市整備部 都市計画課、 滑川町建設 課、吉見町ま ち整備課、嵐 山町まちづく り整備課

公 述 申 出 書

令和8年8月18日付け埼玉県報に登載された東松山都市計画の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 8年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

＊「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- （１）400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- （２）楷書で、横書きにしてください。